

東京都緊急就職支援事業採用助成金について

○対象となる企業等の条件

次の(1)から(5)の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 雇用保険の適用事業所となっている各種法人、社団、協同組合等の団体であること（個人事業主を含む）。
- (2) 東京都内に本社又は事業所等が所在していること。
- (3) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (4) 都税の未納付がないこと。
- (5) 暴力団等でないこと。

○助成金制度の対象となる条件

本制度の利用申請を行うためには、次の(1)から(3)の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 事業対象者を正社員か6か月以上の有期で雇用すること。
- (2) 採用者を雇用保険の適用とし、東京都内の本社又は事業所で雇用すること。
(週の所定労働時間が20時間以上であること)
- (3) 就職後の支援として6か月、東京しごとセンターのジョブコーディネーターの支援を受け入れること。

※以下のいずれかに該当する場合は、助成金支給の対象外となります。

- ・同一人物の事業対象者に対して、東京都の採用に関する助成金等の支給決定を受けている場合
- ・企業等が東京都から委託事業を受託し、当該委託経費によって事業対象者に賃金等を支給する場合

○対象となる求人

「東京しごとセンター」及び「都内公共職業安定所」経由で職業紹介した求人に限ります。

なお、上記の機関から職業紹介をした日以前に、既に内定をしていた場合、または今回の求職者を過去に、雇用していた企業等と資本や人事、取引等の状況からみて密接な関係にある企業等が、今回の求職者を新たに採用した場合には対象外となります。

○注意事項

- 試用期間中と試用期間終了後の就業条件等に相違がある（※1）期間は、原則として定着支援期間に含まれません。

（※1）賃金形態や賃金額が異なる場合、社会保険や雇用保険に未加入の場合等

- 各種保険制度に基づき、雇用保険や社会保険（厚生年金保険、介護保険含む）に加入していること。
手続きが遅れた場合、助成金が支給されないことがあります。

（資格取得手続き：雇用保険は採用日の属する月の翌月10日まで、社会保険は事実発生から5日以内）

- 以下に該当する場合、助成金が支給されないことがあります。
 - ・賃金形態や保険加入等の就業条件が、事業所における通常労働者と同等の取り扱いでない。
 - ・実際の就業条件や就業実態が雇用契約時と異なる。（賃金額が異なる、就業日数や時間が異なる等）
 - ・実際の就業条件や就業実態が労働基準法に反する。

- 理由の如何にかかわらず、休業期間は定着支援期間に含まれません。

- 6か月の継続雇用後、助成金支給申請書類の審査を実施します。雇用状況や就業状況、社会保険等の加入状況他、書類の内容によっては、助成金が支給されない場合がありますので、ご注意ください。

※この他、国の被災者雇用開発助成金の対象になる場合がありますので、詳細については最寄りのハローワーク又は東京労働局（職業安定部）へお問い合わせください。